

豊かな海づくり

豊かな海づくりを進め、沿岸漁業をさらに盛んなものにしていくためには、ただ自然の恵みにたよるだけでなく、自然の良好な漁場の保全や人為的な手段による漁場づくりにあわせ、稚魚を量産し、自然の海に放流して育て、計画的にとる「つくり育てる漁業」を進め、魚介類資源の増大を図っていく必要があります。



魚をまもる

多元的な資源管理型漁業

漁場および資源を合理的に利用することにより、資源量や漁獲量の増大を図るとともに、水揚げ金額、漁業所得の増加を図ろうとする漁業のルール作りのことです。網目の大きさによる漁獲制限、禁漁期間の設定、小型魚の放流及び週休2日制の導入などの管理計画が漁業者の手によって策定されています。



魚をつくる

栽培漁業の推進

大阪府では、栽培漁業の中核機関である栽培漁業センターにおいて、中高級魚種を中心に稚魚の大量生産・放流を行っています。



水産資源の保存・管理

我が国が国連海洋法条約を批准したことにより、特定の魚介類(特定海洋生物資源)について水産資源として保存・管理をすることが必要になりました。

全国的にはサンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニ、スルメイカの7魚種が特定海洋生物資源に指定されており、このうち大阪府にはマアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバについて若干量の漁獲が当てられています。

漁業者は、この割り当て量の範囲内で漁獲することができますが、割り当てを超えることがないように定期的な漁獲量を報告し、国際ルールに即した水産資源の保存・管理に取り組んでいます。



魚を育てる

魚のアパートづくり

漁業生産の向上を図るためには、効率のよい漁業活動が必要です。魚は、影がある所や身を隠せる場所を好む傾向があるため、投石や育成礁の設置による人工的な漁場造成を行っています。

中間育成

種苗生産した魚を、ふ化してすぐに放流すると、その多くが大きな魚のエサになってしまいます。種苗が自然の海で生き残っていける大きさまで育ててから海に放すために中間育成を行っています。



水産資源回復のための広域的な取組み

漁獲量が低迷している魚種のうち広域的に分布回遊している水産資源については、漁業者等の意見を踏まえ国が作成した資源回復計画に基づいて、隣接県と共同して稚魚の生産・放流や漁業操業の制限等を行うこととされています。

大阪湾を含む瀬戸内海の沿岸各府県では全国にさきがけてサワラを対象にこの資源回復に取り組んでいます。



魚のすみよい環境づくり

漁場に堆積している空き缶やビニールは魚介類の生息環境を悪化させる原因となるため、海からこれらの廃棄物を除去し、漁場環境の保全に努めています。

小さな魚は再放流を

漁業者は獲った魚の中に小さなものがいれば、自主的に海に返しています。これらの稚魚が大きく育つのを見守ることが、つくり育てる漁業の推進につながります。